

## 自転車交通安全教育のあり方について

### 1 目的

愛知県では、本年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(参考資料2・3)を制定し、自転車の交通事故防止等を推進している。

条例制定に際して開催した検討会議では、「自転車の交通安全教育が重要である」との意見が出されており、条例第10条において、県を始め、保護者、学校の長、事業者等の各主体が自転車の安全で適正な利用に関する教育等を行うよう努めなければならない旨を規定するとともに、県は「情報の提供その他の必要な支援を行う」こととした。

県として、自転車交通安全教育等を推進し、各主体に必要な支援を的確に行うため、自転車に関わる交通事故の現状や自転車安全利用促進に向けた取組状況等を踏まえ、自転車の交通安全教育に関わる課題や効果的な教育手法等について、御意見を伺いたい。

### 2 自転車に関わる交通事故の現状等及び自転車安全利用促進に向けた取組状況

資料2及び資料3のとおり。

### 3 事務局が考える主な課題

- ・ 一時不停止や「ながらスマホ」など、車両運転者としての自覚に欠けた運転をしている者が多く、信号無視のように誰もが違反だと認識している交通ルールを守らない者に、どのように守ってもらおうか。
- ・ ヘルメットの着用率が依然として低く、特に高校進学を機に被らなくなってしまう。
- ・ 大学生及び高齢者への交通安全教育の場が少ない。
- ・ 学校や事業者が、独力で交通安全教育を行うことは困難である。

### 4 自転車交通安全教育のあり方の論点

#### (1) 効果的な手法の検討

自転車に関わる交通事故の現状等を踏まえ、どのような教育が効果的であるのか。

#### (2) 各主体での実施

県や市町村、交通安全関係団体はそれぞれが交通安全教育を実施しているが、保護者や学校の長、事業者の各主体が自ら教育を行えるようにするために、どのように支援すべきか。

#### (3) 乗車用ヘルメットの着用促進

条例で努力義務として規定した乗車用ヘルメットの着用を促進するためには、どのような教育や施策が必要か。

#### (4) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

条例で義務として規定した自転車損害賠償責任保険等の加入を促進するためには、どのような教育や施策が必要か。